

相対評価の給与反映について

(技能職員 (水道局企業職給料表 (2)))

1 昇給

昇給号給数について

相対区分	昇給号給数				
	技能統括主任・連絡主任	部門監理主任	業務主任	2級係員	1級係員
第1区分	6号給	6号給	6号給	5号給	5号給
第2区分	5号給	5号給	5号給	5号給	5号給
第3区分	4号給	4号給	4号給	4号給	4号給
第4区分	2号給	2号給	2号給	2号給	3号給
第5区分	昇給なし	昇給なし	昇給なし	昇給なし	2号給

※1級係員について、懲戒処分等があった事により「第4区分・第5区分」に決定された場合、「第4区分」は2号給、「第5区分」は昇給なしとする。

2 勤勉手当

- (1) 評価区分及び割増支給率について
(支給月数は、平成 24 年度実績)

総額の基礎となる支給月数
0.675 月

相対区分	支給率				
	技能統括主任・連絡主任	部門監理主任	業務主任	2 級係員	1 級係員
第 1 区分	$0.675 \text{ 月} + 2 \alpha$	$0.675 \text{ 月} + 2 \beta$	$0.675 \text{ 月} + 2 \gamma$	$0.675 \text{ 月} + 2 \delta$	$0.675 \text{ 月} + 2 \varepsilon$
第 2 区分	$0.675 \text{ 月} + \alpha$	$0.675 \text{ 月} + \beta$	$0.675 \text{ 月} + \gamma$	$0.675 \text{ 月} + \delta$	$0.675 \text{ 月} + \varepsilon$
第 3 区分	0.675 月	0.675 月	0.675 月	0.675 月	0.675 月
第 4 区分	0.64 月	0.64 月	0.64 月	0.64 月	0.64 月
第 5 区分	0.605 月	0.605 月	0.605 月	0.605 月	0.605 月

- (2) 再任用職員の勤勉手当への成績率の導入について
(支給月数は、平成 24 年度実績)

総額の基礎となる支給月数
0.325 月

相対区分	支給率
	2 級係員
第 1 区分	$0.325 \text{ 月} + 2 \alpha'$
第 2 区分	$0.325 \text{ 月} + \alpha'$
第 3 区分	0.325 月
第 4 区分	0.308 月
第 5 区分	0.29 月